

平成26年11月21日

議員各位

管理部管理課

### 解散後の議員宿舎の使用について

解散後においては、議員宿舎の使用は、先例により下記のとおりになっておりますので、御了承願います。

#### 記

議員宿舎の使用は、総選挙の公示日の前日までとなっております。

ただし、退去のための10日間の猶予期間があります。

なお、立候補された方につきましては、総選挙結果が判明した日から4日以内に退去願います。